

令和6年6月吉日

保護者の皆様

墨田区立中川小学校

校長 三ヶ島誠一郎

風水害に対するガイドラインについて

1 はじめに

風水害におけるガイドラインを墨田区のガイドラインに則り、以下のように設定します。

保護者の方の判断により、臨時休業の連絡がなくても児童の安全確保の見地から欠席や遅刻等させて頂いても構いません。その際は学校でも欠席や遅刻扱いとはしませんので、ご承知おきください。なお、その際は学校にご一報いただくようお願いいたします。

2 墨田区の規準に則り、以下のように安全対策を講じます。

警報等の種類	解除時刻	安全対策	備考
以下のいずれかが発令 ・特別警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雨警報 ・洪水警報	午前7時までに解除された	平常授業	・食材納入が遅れ、給食提供が困難な場合は午前授業の場合あり。
以下のいずれかが発令 ・特別警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雨警報 ・洪水警報	午前7時までに解除されない	臨時休業	
・大雪警報	教育委員会と協議後、対応・通知します。		
・注意報	—	平常授業	

3 登校後に、上記の警報が発令された場合

・児童の安全を確保し、下校時刻前でも状況を見て集団下校を行ったり、保護者の引き取りを依頼したりします。

4 学校が避難所になった場合

避難所の指定	解除時刻	安全対策	備考
災害対策本部からの指令により、 避難所開設	午前7時までに解除された	午前授業のみ実施	・教室環境の復旧が困難な場合、臨時休業
	午前7時までに解除されない	臨時休業	

5 その他

(1) 臨時休業の決定等については、区のホームページに掲載したり、COCOO 配信したりします。

(2) 繰り返しになりますが、

- ・ 保護者の方の判断により、臨時休業の連絡がなくても児童の安全確保の観点から欠席や遅刻等させて頂いても構いません。その際は学校でも欠席や遅刻扱いとはしません。
- ・ 臨時休業の連絡がなく、保護者の方のご判断で児童を休ませるなどする場合は、学校にご一報ください。